

一般国道 202 号改築工事（指方バイパス・長崎県佐世保市江上町及び同市ハウステンボス町地内）に係る事業認定理由について

平成 21 年 3 月 17 日付けで長崎県から事業認定の申請があった一般国道 202 号改築工事（指方バイパス・長崎県佐世保市江上町地内及び同市ハウステンボス町地内）について、平成 21 年 6 月 19 日に土地収用法に基づき事業認定の告示をしました。

その事業認定理由を以下に添付しています。

事業認定理由